

## 平成16年度食品安全委員会運営計画

平成16年4月1日  
内閣府食品安全委員会決定

### 第1 平成16年度における委員会の運営の重点事項

- 1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務を円滑かつ着実に行う必要がある。
- 2 特に、初めて年間を通じた委員会の運営が行われる平成16年度においては、
  - ・ 委員会の計画的な運営を図る
  - ・ 前年度に引き続き、会議の公開、適切な情報の提供等に努めることにより、委員会の運営の透明性の確保を図る
  - ・ 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討を行うなど、委員会の主体的な取組の更なる推進を図る
  - ・ 委員会に対する国民の認識を高めるとともに、委員会による科学的な食品健康影響評価の結果に基づき、リスク管理措置が講じられるというリスク分析手法の考え方について、国民への浸透・定着を図ることとする。

### 第2 委員会の運営全般

#### 1 会議の開催

##### ① 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。

##### ② 企画専門調査会の開催

- ・ 「平成15年度の食品安全委員会の運営のあり方について」（平成15年10月29日企画専門調査会意見）のフォローアップ、平成15年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（6月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ（12月ごろ）
- ・ 平成17年度食品安全委員会運営計画の審議（平成17年2月ごろ）

- ・委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討に資するための危害情報等に関する報告の聴取・検討（少なくとも6ヶ月ごと）

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

遺伝子組換え食品等国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているテーマを中心に、リスクコミュニケーションの在り方等について検討するため、リスクコミュニケーション専門調査会を毎月1回程度開催する。

④ 緊急時対応専門調査会の開催

- ・危害要因別の個別マニュアルの検討（6～7月ごろ以降）

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、隨時、各専門調査会を開催する。

2 平成15年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成17年度食品安全委員会運営計画の作成

① 平成15年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（6月ごろ）

平成15年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

② 平成17年度食品安全委員会運営計画の作成（平成17年2～3月ごろ）

平成17年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

### 第3 食品健康影響評価の実施

1 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成

「飼料添加物あるいは動物用医薬品として使用される抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響評価の指針」（仮称）を、6月ごろを目途に策定する。

また、特定保健用食品の食品健康影響評価についての考え方を整理するほか、逐次、必要に応じ、食品健康影響評価の対象となる危害要因ごとに安全性を評価するための基準を策定する。

## 2 委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討

委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。

これらの情報・意見等について、少なくとも6ヶ月ごとに企画専門調査会に報告し、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると懸念される場合には、その旨を委員会に報告する。委員会は、この報告を受けて、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認める場合には、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行うことを決定する。

また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、わかりやすく解説する。

なお、委員会は、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認める場合には、企画専門調査会の報告がなくても、自ら食品健康影響評価に着手することができる。

## 3 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理

既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。

平成15年中に食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の作成の必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、平成16年6月ごろまでを目途に食品健康影響評価を終了できるよう努める。なお、清涼飲料水に関しては、検討すべき対象物質が膨大であるため、平成16年度中を目途に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

## 4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査（1回目：4～6月ごろ）

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省及び農林水産省に対し、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。1回目の調査の結果については、6月ごろを目途に取りまとめる。

## 第4 リスクコミュニケーションの促進

### 1 意見交換会等の開催

平成16年4月中を目途にリスクコミュニケーション専門調査会において取りまとめられる予定の「我が国における食のリスクコミュニケーションの現状と課題（仮称）」を踏まえ、引き続き食のリスクコミュニケーションの推進を図るため、平成16年度においては、同専門調査会における議論を踏まえながら、関係府省が連携して、全国各地で意見交換会を10回程度開催する。

この意見交換会においては、遺伝子組換え食品等国民の関心が高いものや関係者相互間の考え方方が著しく乖離しているものを取り上げるとともに、食品安全基本法の施行に伴い導入されたリスク分析手法の考え方についても引き続き関係者への浸透・定着を図る。

また、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。

さらに、委員会が行う食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件については、意見聴取会等を開催する。

### 2 全国食品安全連絡会議の開催（夏ごろ）

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、全国127自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等についても報告していただき、幅広い観点から意見交換を行うこととする。

### 3 食品安全モニターの依頼等

4月上旬に食品安全モニター470名を依頼し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等について、情報や意見を提出していただくとともに、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、7月から9月ごろにかけて、北海道・東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニターワークshopを合計7回程度開催する。

なお、食品安全モニターの人選に当たっては、平成15年度食品安全モニターの経験を生かす観点から、一定の範囲内で再任を妨げないこととする。

#### 4 情報の提供・相談等の実施

わかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、ホームページの充実を図るとともに、食の安全ダイヤルを通じ、一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。

また、BSEや鳥インフルエンザ等国民の関心が高いテーマを取り上げ、正確でわかりやすい情報の発信に努めることとする。

#### 5 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

### 第5 緊急の事態への対処

#### 1 食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（仮称）の策定（4月中）

基本的事項に基づき、緊急時における国の対処の在り方等を定める食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（仮称）について、緊急時対応専門調査会及び委員会における審議結果を踏まえ、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。

#### 2 食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）の改正（4月中）

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（仮称）の策定に伴い、緊急時における委員会の対処の在り方等に関する指針である食品安全委員会緊急時対応基本指針（暫定版）を改正する。

#### 3 危害要因別の個別マニュアルの策定（6～7月ごろ以降）

食品安全関係府省緊急時対応基本要綱（仮称）の策定後、基本的事項に基づき、緊急の事態の発生の原因となり得る主要な危害要因ごとの個別マニュアルを策定する。

具体的には、緊急時対応専門調査会において、6～7月ごろに、個別マニュアルを策定すべき危害要因の特定及び優先順位付けを行い、その後、順次、当該危害要因ごとに個別マニュアルについて検討し、委員会において審議した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。

## 第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

### 1 危害情報等のデータベース化等

食品の安全性の確保に関する情報を一元的に収集し、当該情報を効率的に整理・分析・活用するため、委員会が有する食品健康影響評価に関する資料、国内外における食品事故等の危害情報等をデータベース化するとともに、迅速な検索を可能とする情報処理システムを構築する。

- ① 食品安全総合情報システムの仕様書の作成、入札手続（5月ごろ）
- ② 文献情報及び危害情報データベースの構築（12月ごろ）
- ③ 食品安全総合情報システムの運用開始（平成17年3月ごろ）

### 2 国際会議等への参加

コーデックス委員会各部会、経済協力開発機構（O E C D）タスク・フォース会合、国際獣疫事務局（O I E）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。

また、これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の発信に努めることとする。

## 第7 食品の安全性の確保に関する調査

以下に掲げる分野ごとに、調査の内容等について検討し、6月ごろまでに、平成16年度に実施すべき調査課題を選定する。

なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要が生じた場合には、隨時、調査課題を選定する。

- ① 国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査
- ② 食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集
- ③ リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、市販されている食品等の安全性の実態調査
- ④ 毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積
- ⑤ 食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法を策定するための国内外の有識者等からの意見聴取及び海外の事例等の収集・分析